

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 第三者評価機関名

一般社団法人岡山県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

SK15122・S15138・SK15218

② 施設の情報

名称：久松寮	種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：施設長 小林誠	定員（利用人数）：12 世帯	
所在地：〒720-0822 広島県福山市川口町三丁目 15-24		
TEL：084-953-1960	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日 1947(昭和 22)年 10 月 6 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：福山市		
職員数	常勤職員： 0 名	非常勤職員 4 名
専門職員	(専門職の名称) 名	
	施設長 1 名	技術員 1 名
	母子支援員 2 名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	12 室	事務室・学習室・相談室・脱衣室 2 室・浴室 2 室・洗い場・自転車置き場

③ 理念・基本方針

理念：

- ・入所者の権利擁護の生活の拠点として母子の安定した生活の営みを支える。
- ・子どもを育み、子どもの育ちを保障するとともに、母と子の主体性を尊重した自立への歩みを支える。
- ・母と子及び地域社会から信頼される施設として支援を行う。

基本方針：

- ・福山市母子生活支援施設久松寮は、児童福祉法第 38 条の規程に基づき、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、合わせて退所したものについて相談その他の援助を行う事を目的とする。

- ・施設の支援においては、母親と子どもへのあらゆる人権侵害を許さず、その尊厳を尊重し、生活を守ることを徹底して追及する。
- ・施設における生活支援は、母親と子どもが共に入所できる施設の特性を生かしつつ、親子関係の調整、再構築と退所後の生活の安定を図り、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重し合う。
- ・個々の家庭生活や稼働の状況に応じ、就労、家庭生活や子供の養育に関する相談、助言、並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援をする。
- ・これらの目的を達成するために、母子生活支援施設久松寮は、入所中の個々の母親と子どもについて、その家庭の状況を勘案し、よりよい支援につなげるため母親と子どもの意向を尊重した上で、自立支援計画を策定する。

⑤施設の特徴的な取組

- ・入所者が安全で安心でき、相互に信頼し協力し合いながら生活できるよう「寮生活の心得」や各種マニュアル等を整備し、きめ細かな指導を行っている。
- ・母と子の実態及びニーズをもとに、親子・家庭の在り方を重視し、母子の立場に立った支援を行っている。
- ・母子の自立に向け自立支援計画をもとに、計画的・継続的な支援を行うとともに、自立後の生活の安定を目指した支援に努めている。また、子どもの学習面や生活面の指導の充実をもとに、自己肯定感の向上を図っている。
- ・計画的な研修をもとに、職員の資質の向上に努めている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 11 月 1 日（契約日） ～ 平成 30 年 2 月 19 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成 26 年度）

⑦総評

◇施設の概要

久松寮は福山市が設置経営の施設です。事業開始は 1947 年(昭和 22 年)で 1971 年(昭和 46 年)に現在地へ新築移転されました。移転当時と比べ、現在はすぐそばに主要道路が開通し学校や病院、大きなスーパー等が近くにでき、生活するのに便利な立地となっています。また、母親の就労先も近辺で見つけやすくなっています。しかし、4 名の職員全員が短時間勤務であり、少年指導員も長期にわたり欠員となっていることから支援において、かなり不十分な状態です。

◇特に評価の高い点

施設長は着任して 3 年目の非常勤嘱託ですが、着任前の第三者評価の結果から「2017 年度久松寮の基本理念と施設長の役割」「2017 年度母子生活支援施設久松寮事業計画」を作成し施設としての基盤を築かれ、各種マニュアル類も整備しています。

施設長、母子指導員2名、技術員の職員4名がそろう時間は限られているのですが、支援内容などをお互いがわかりやすいようにきめ細かく記録し、連携を密にして統一された支援を職員一丸となって実施しています。

母親が就労するにあたって、「医療事務」を希望した際には資料等を提供し、「正看護師」の養成校へ通学する母親に対しても、就学や就労に対する相談を受けるなどの支援が行なわれています。母親からの相談や、日々の出来事については2名の母子支援員が連絡を密に取り合い情報共有しており標準化された支援をしています。

◇改善を求められる点

経営状況の把握と地域のニーズに答えられるような取組ができていません。中長期計画が策定されていない事から、施設設備の改善と職員の確保・育成がなおざりにされています。現在は、職員全員が非常勤嘱託で、勤務時間が6時間の短時間勤務のために入所者の必要とする支援が十分に出来ておらず、入所者との信頼関係も結びにくい状況です。夜間や休日には職員が1人もおらず入所者の不安感が強くなっています。施設長は3年前の第三者評価結果から必要とされる事業計画やマニュアル等の書類整備をされているものの、全ての権限は福山市にあるため多くの項目についてc評価です。

また、少年指導員が不在では、児童と母親から同時の相談や子供同士のいさかいがあった場合等、特に夏休み等の学校の長期休暇の際に、支援の実施に支障があります。記録から読み取れる生活環境の厳しい子どもたちへの支援力の不足は否めません。今後、予測される事態を鑑みて、早急に人員の増加、特に心理職を求めます。

設備については「福山市児童福祉施設の設備運営に関する基準を定める条例」第24条(2)に準じていません。加えて、様々な困難をかかえて入所希望する母子に対して、生活必需品の貸し出しを配慮されてはいかがでしょうか。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

・自己評価をもとに施設運営や支援の質等を点検・見直しを行うとともに、第三者の視点で評価を受けることによって、施設が果たす役割と現状を見直す機会となった。

・施設や設備面、職員の配置等において課題がある。ネウボラ推進課と協議の上、中・長期的に少しずつでも改善が図れるよう取り組んでいきたい。

・支援の質の向上を図るため、毎月の施設内研修の充実を図るとともに、外部の研修会への積極的な参加の必要性を感じた。

・地域との交流や地域貢献についての必要性は強く感じるが、母子の自尊感情等の面から困難さを痛感している。交流等の意義やあり方を再考したい。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・◎
<p><コメント>そもそも、理念・基本方針は制定されておらず、現施設長が「2017 年度久松寮の基本理念と施設長の役割」という文書に示しています。また、母子への周知はされておらず、ホームページも作成されておりません。施設入所希望者にも広く周知されるよう、福山市ネウボラ推進課における改善を期待します。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・◎
<p><コメント>施設としては経営状況を把握していません。福山市における母子生活支援施設についての相談件数は 2017 年度 11 月までで、延べ 20 件ですが、入所決定者は 1 件だけです。入所に至らなかった理由の多くは施設のあり方にあります。職員数と体制はもとより施設の設備や貸し出しの備品が何も無い事です。DV 被害者を受け入れる事が出来ないのも入所者数が少ない理由のひとつにあげられます。福山市として地域のニーズは十分把握されていることと思います。今後、全ての面での改善を期待します。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・◎
<p><コメント>公設公営の施設として、経営課題について具体的な取組が進められている状況が見られませんでした。地域のニーズに応えられるよう取組まれる事を望みます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㉔
<p><コメント>2017年度の事業計画は現施設長が策定していますが、施設の改修については福山市の予算がつけば実行されるという状況です。福山市に中長期計画を策定されることを求めます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㉔
<p><コメント>中・長期計画が無いため施設長が策定した単年度の事業計画はありますが、c評価としました。しかし、この単年度の事業計画には母子生活支援施設としての基本的な考え方が、3つのビジョンに示されています。また、職員配置、内部研修、外部研修、施設整備、入所者支援、退所者支援、行事・レクリエーション計画、関係機関との連携、地域との交流と地域貢献、母の会等についても策定されています。今後もこの事業計画に基づいて施設の管理運営がされていくことを期待します。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・㉕・c
<p><コメント>単年度の事業計画は、職員会議などで職員全員の参画により意見を出し合って策定されており、前年度の計画の実施状況や結果に基づいて研修計画や行事計画を見直しています。今後は定期的な評価を行われてははいかがでしょうか。中長期計画がある上での単年度事業計画ではありますが、施設長として許される範囲内での計画を策定されておりb評価とします。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・㉕・c
<p><コメント>2017年度の事業計画は作成されていますが、母親と子どもには年に3回の母の会で行事計画しか伝えられていません。今後は、母親に「守られている」という安心感を持ってもらうために、具体的な例をあげてわかりやすく事業計画全体を説明されてははいかがでしょうか。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・㉕・c
<p><コメント>PDCAサイクルに基づく支援の取組みをする努力はしていますが、職員4人が非常勤嘱託職員で、少年指導員の欠員状態が長期間続いているという勤務環境の中では現実問題として難しいところです。自己評価は年に1度行われ、第三者評価も定期的に受審しています。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・㉔
<p><コメント>自己評価は毎年行われています。職員は全員、課題を十分理解しておりますが、計画的な改善の取り組みはできていません。今後はひとつずつ出来る事から改善の仕組みを計画されてはいかがでしょうか。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・㉕・c
<p><コメント>着任して3年目であり、前回の第三者評価の結果から必要なマニュアル類の整備、施設長の役割や職員の職務分掌を明確にする文書も作成しています。しかし、自らも囑託であるため6時間勤務の状況において、十分にその責任が果たすことが出来ないジレンマが感じられます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㉕・c
<p><コメント>「福山市職員の倫理に関する規定」「地方公務員法27条、29条～40条」「体罰の防止」「個人情報保護制度」「プライバシー保護」「虐待防止」「飲酒運転の防止」「セクシャルハラスメントの防止」「ソーシャルメディアとの向き合い方」等を研修し、周知徹底を図られています。今後は事業計画作成内容に研修計画を加える事を福山市へ提言されてはいかがでしょうか。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・㉕・c
<p><コメント>施設内での研修計画に沿って、毎月様々な研修を行っています。また、職員会議において支援についての課題を把握するようにしています。しかし、職員全員がそろう時間が限られており、課題の把握はできても改善の為の具体的な取組をすることが難しい状況です。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・㉔
<p><コメント>福山市が施設運営をしており、施設長には経営や人事、労務、財務に関する権限がありません。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		

14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・㉔
<p><コメント>人材の確保等は福山市の管轄であり、施設には権限がありません。職員全員がほぼ定年後の非常勤嘱託職員ばかりで人材育成の範疇ではないのが現状です。また、非常勤嘱託職員の少年指導員を募集していますが、長期にわたり欠員状態が続いているため必要な支援ができていません。多岐にわたる支援が必要な施設であることから、若い正規職員を雇用すれば実力のある福祉人材が育つと思われます。福山市に募集条件の変更を望みます。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・㉔
<p><コメント>人事管理については福山市が行っています。有給休暇は市職員と同様に付与されていますが、計画的な人事管理をされる事を望みます。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・㉔
<p><コメント>職員全員が非常勤嘱託職員であり、業務に支障が出ている事を職員全員が不安に感じています。正規職員の導入を考えられてはいかがでしょうか。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㉕・c
<p><コメント>人事評価シートにより、目標管理の仕組みが構築されています。また、課長と次長が来寮して個別面接のもと職員個々の目標設定を行っており、中間・期末の面接、進捗状況を基に評価を行っています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・㉔
<p><コメント>施設長が毎月の研修計画を年度初めに作成し、それに沿った研修を施設内で行っていますが、教育・研修に関する基本計画が整えられているとは言いがたい状況です。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㉕・c
<p><コメント>所属課における定期的な研修(人権問題、公務員倫理)は情報提供、参加勧奨、参加配慮が行われています。また、内部研修は毎月行われており、外部研修については、自費で参加することもあります。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・㉔
<p><コメント>全員が経済的理由であることから母親は昼間は就労しており、子どもは登校しているため、入所者が不在のため実習希望者はここ数年いません。そのため、マニュアルは整備されておらず、プログラムの用意もありません。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・㉔
＜コメント＞情報公開はされておらず、第三者評価は受審していますが、改善・対応状況については公表されていません。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・㉔
＜コメント＞経営・運営は福山市が行っており評価できないため、c評価としました。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・㉔
＜コメント＞地域一斉清掃日にあわせて、施設内の掃除をしています。また、夏祭りへの参加も可能で、子どもの友人は施設の運動場で一緒に遊ぶ事ができます。しかし、母親が交流を拒否しているのが現状なので、c評価としました。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・㉔
＜コメント＞施設を退所し、地域での生活が始まれば否応なしに様々な人間関係を持たなくてはなりません。ボランティアとの交流は子どもにとって、社会性を身につけるひとつのチャンスと考えます。何らかの取り組みをお願いします。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㉕・c
＜コメント＞主な関係機関は福山市ネウボラ推進課となっています。また、広島県東部子ども家庭センターとは年に1回訪問連絡を取っており、子どもが通っている小学校や近くの交番などとも連携しています。しかし、十分とは言えないので今後はもう少し積極的に連絡会等に出席されてはいかがでしょうか。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・㉔
＜コメント＞施設長が、教育委員会の校長退職者や小学校の教頭先生等に、学校の課題や目の前の子育ての課題について講座をお願いし、地域へ声かけをしたが地域からの出席者はありませんでした。また、当施設として、地域福祉の向上を担うのは困難としたうえで、c評価としました。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㉔

<コメント>福祉ニーズは福山市や各関係機関が把握する立場にあります。当施設として地域の公益的な事業・活動は出来ておらずC評価とします。

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント>「標準的な支援の実施方法」の中の「支援の在り方」に明記され、職員共通の理解がありますが、少年指導員が、ほぼ一年近く不在です。母子指導員2名(6時間の勤務で勤務時は一人の時間もあります。)で生活していくのに多くの困難を抱えた、母親と子供を支援しています。支援内容等をお互いがわかりやすく、きめ細かく記録し、連携を密にして統一された支援を職員一丸となって、実施しています。しかし、児童と母親から同時の相談や子供同士のいさかいがあった場合等、特に夏休み等の学校の長期休みでは、支援の実施に支障があります。子供への支援力の不足は否めません。早急に欠員の補充を求めます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a ・b・c
<p><コメント>プライバシー保護マニュアルがあり、久松寮での母親と子供が住む部屋は、事務所とは離れた個別の建物で、アパート形式になっています。建物が古い、お風呂が共同という問題はありますが、寮生活の心得や浴室のルールづくりなどを行い、プライバシーに配慮した支援を行っています。母親がカギを持っていて、子供が学校等から帰って家に母親がいない時は事務所内にある学習室で過ごします。18時までですが、時間後に母親が帰宅するようなら、母子指導員が残って一緒に待っています。子供が忘れ物を取りに入る等の場合、カギの開閉は職員が行いますが、職員は入らず、部屋の外で待っています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<p><コメント>入所には、福山市ネウボラ推進課が窓口になっています。簡単な利用者向けのしおりはありますが、施設自体に施設を図や写真、絵等を使用した資料はありません。入所前には事前見学や面談を行っています。施設独自に、もう少し分かりやすい資料を用意されることを希望します。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a ・b・c
<p><コメント>福山市ネウボラ推進課が窓口になり、入居前の事前見学で建物が古く、バリアフリー対応になっていない、共同風呂であること等の説明をしています。また、福山市ネウボラ推進課からのアセスメントや面談から、母親と子どもが抱える課題を明確にし、自立支援計画の作成に反映させています。入所後、初期に必要な手続きや関係機関、保育所や学校の利用も速やかにできるよう支援し、精神的に落ち着けるよう配慮しています。職</p>		

員は母親と子どもへのコミュニケーションに努め、心理的安定への配慮にも心がけています。職員はもちろん入所者同士の間関係作りにも十分に注意を払っています。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント>退所後の支援も福山市ネウボラ推進課が窓口になります。事業計画の中に簡単ではありますが、退所者支援が明記され、母親、子どもには退所後も遊びに来たり、居場所になったり、相談できることを伝えています。さらに、退所後の子どもたちと交流する会等の許可をとり、実施する等、努力しています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント>福山市ネウボラ推進課の職員が年2回に母親と面接し、支援の内容等の聞き取りをしています。日々の支援では、いろいろな相談が寄せられており、真摯にえています。ただ、少年指導員不在のため、子どもへの配慮や支援が不足がちです。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a ・b・c
<p><コメント>苦情対応マニュアルがあり、職員の共通の理解があります。苦情や相談を書き入れる相談箱もあり、掲示等で周知されていますが、今は利用がありません。母親も子供も母子指導員に直接言える関係性があります。その相談や苦情への支援内容は記録されています。苦情や相談等には真摯に応え、アンケートから信頼の声もあがっています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・ b ・c
<p><コメント>相談室や学習室で安心して相談できる環境があり、母子指導員は日常生活でも母親や子どもたちからの意見や相談を受けています。しかし、少年指導員が不在のため、子どもの相談や子どもへの配慮が不足しがちです。厳しい生活環境等から、子どもたちへの支援は、心理職も支援に入れるような方策をのぞみます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント>今の各マニュアルが整備されたのが、2年前で、これから徐々に施設に合った内容に、見直しが図られると思います。施設内では、できるだけ母親と子どもたちへの意見を組み入れようと努力をしながら母親からも信頼の声があります。ただ、子どもたちへの支援は、学校の担任等と連絡は取っていますが、少年指導員等の不在から十分とは言えません。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p><コメント>消防訓練、久松寮事故対応マニュアル等色々なマニュアルはそろって、実施もされ、その実施記録もあります。事故発生時の対応については職員間で共有していますが、リスクマネジメントに関する体制整備は十分ではありません。施設は生活の場であ</p>		

り、夜間、休日の職員不在時の外部侵入者対策や火災防止策、予測できるリスクの範囲は広く、起こりうるリスクや防止策、対応策、責任者の明確化など、施設の特異性を認識した体制整備が望まれます。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・㉔
<p><コメント>感染症防止マニュアルを整備し、母の会や掲示等で感染症に対する注意や対策、手洗いやうがい励行等は周知し、注意を喚起しています。しかし、感染症対策の責任と役割が不明確となっており管理体制は十分とは言えません。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための組を組織的に行っている。	a・b・㉔
<p><コメント>南海トラフ地震防災計画、入所者の安全確保等のマニュアルが整備されています。避難訓練も実施されています。備蓄リストにより食品や必須の日常雑貨を用意し、安否確認は定められ方法で職員に周知しています。久松寮としてはよく取組んでいます。地域との夜間想定を含む防火・災害訓練が実施されておらず、夜間、休日と職員が不在時の対策がとられていません。災害時の各機関との連携も福山市ネウボラ推進課が窓口になりますが、施設独自でも警察や消防、自治会等と連携し、安全確保の取り組みを行えるよう今後の課題として取り組んでいただければと思います。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	㉑・b・c
<p><コメント>「標準的な支援の実施方法」等の各種マニュアルがあり、職員も公務員等の再任用のため意識が高く適正に実施されています。記録については各種日誌が整備されており、支援内容についても細かに記録されて、職員会議でケース会議が行われています。また、書類の保管についても保管期間や管理方法について規定されており明文化されています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉒・c
<p><コメント>支援の標準的な実施方法の検証・見直しが半年に1回、福山市ネウボラ推進課の母親への面接があります。施設職員はその面接時には、入らないのですが、母親からの要望等で自立支援計画の内容が3ヶ月、随時に必要に応じて見直されています。自立支援計画は、母親と一緒に目標に向けてどう取り組むかを話し合いながら計画を作成するようにしています。ただ、母子指導員のみ視点からになり、子どもたちへの支援が手薄になっています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a・b・㉔
<p><コメント>福山市ネウボラ推進課が窓口でインタビューをとっており、そこから面談等を通</p>		

<p>して、母親と子どもの情報を把握しアセスメントしています。入所時から二人の母子指導員が協力して、アセスメントから、母親と子どものニーズと課題を把握し、自立支援計画書を策定、ケースカンファレンスを行い支援内容の共有化を図っています。しかし、少年指導員が不在で、子どもの支援計画が完全に個別の計画になっていないなど、課題も残されています。少年指導員が補充されることでもっと、いろいろな角度から支援方法が考えられると思います。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・㉑・c
<p><コメント>入所して母親や子どもの生活が安定するように、状況に応じて頻回に見直しや立案を行っています。生活が安定すれば定期的な評価・見直しをしています。作成された自立支援計画は少年指導員が不在のためか、子どもの意向は少し弱いのですが、確認し、合意を得ています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p><コメント>日常的な支援内容や突発的な事項など、母子指導員が内容を詳細に記録しています。記録は個人記録と共に日誌で職員全員が確認し、内容を共有できるようにしています。自立支援計画に沿った援助の記録として一連の流れが確認できる記録で、誰が見てもわかりやすく読みやすいのですが、新人職員が来た時に、同じように記録できるように、効率的な記録方法、記録の要領などについての文書化を望みます。ネットワークシステムによる情報共有に関しては、福山市のネットワークに入っており、福山市ネウボラ推進課がチェックしています。施設側からは入力だけしかできないのでセキュリティに関しては万全です。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<p><コメント>記録管理は施設長を責任者とし、プライバシー保護マニュアル等で母親と子どもの個人情報を守る規定が定められています。職員へは入職時に個人情報保護の観点からの研修を受けていて、実施されています。個人情報の取り扱いについては、母親と子どもに説明し同意を得ています。</p>		

内容評価基準（28項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

	第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮	

A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント>職員会議の場で権利擁護や、職業倫理についての研修が行われていますが、研修についての振り返りや実施した記録については整備されていません。職員は自主的に研修へ参加し自己研鑽に努めています。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	① ・c
<p><コメント>職員会議等で研修が行われています。また、母子とのかかわり方についてのマニュアルも整備されています。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・ ① ・c
<p><コメント>母の会の場において、話をする機会が作られています。また、子どもに対しても機会がある都度に話をしています</p>		
A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・ ① ・c
<p><コメント>子どもの様子を観察し、早期に対応ができるようにしています。少年指導員が不在ではありますが、母子指導員が中心となり入所している親子の関係把握に努めています。また、良好な親子関係が構築できるよう、適切な助言や支援が行われています。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	① ・b・c
<p><コメント>母親や子どもが信仰している宗教については規制されていません。また、母親からの申し出がない限りは、職員から信仰する宗教や思想について聞くこともありません。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・ ①
<p><コメント>母の会はありますが、自治的活動、自主的な活動という視点でとらえると不十分であると感じます。また、子どもの主体的な活動については少年指導員が不在であるなか、十分な活動が行えているとはいえません。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント>入所時の聞き取りによる、将来的な自立にむけた希望を自立支援計画に反映させています。母親に対しては必要な情報提供は行っています。</p>		

A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・ ⑧ ・c
<p><コメント>施設内での行事や、外出の企画について母子が楽しめるような計画がされています。外出行事では単に楽しむだけでなく、いろいろな体験ができるよう計画されています。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・ ⑨ ・c
<p><コメント>退所後の支援方法や支援計画については位置づけられていませんが、退所後の母親が相談に来所したり、子どもが訪問することがあります。また、退所した母子を施設の行事に招待して近況を聞いたり、現在入所している母子と交流する機会をつくっています。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント>自立支援計画には母親と子どもそれぞれの課題や目標が明記されており、それに基づいた支援がされています。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・b・ ⑪
<p><コメント>居室については十分なスペースが確保され、プライバシーにも配慮されていますが、施設の老朽化や居室の電灯やエアコン等も入居者自身が用意しなければなりません。また、生活用具や家財道具等の貸し出しはおこなっておらず、定款との差異が認められます。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・ ⑫ ・c
<p><コメント>生活経験が乏しい母親については、定期的に居室を訪問し、生活の様子の確認や助言を行っています。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント>母親の仕事等の状況に応じて、学校や保育園等への送迎や学習室での保育を延長して行き、母親が安心して仕事等へ行けるよう配慮しています。また、子どもの生活状況等については必要に応じて学校や保育園等と連携し情報交換等行われています。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・ ⑭ ・c
<p><コメント>母親が出勤時や帰寮したときには声をかけるよう配慮しています。母親から受け</p>		

<p>た相談等については、母子指導員間でその日のうちに情報共有が行われており、職員で差異のある対応を行わないようにしています。施設内に母親の会をつくり、定期的に集まり、話し合う場もたれています。最近では母親間で SNS でのトラブルがあり職員が介入できない状況があります。</p>		
<p>A-2-(4) 母親と子どもへの支援</p>		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント>子どもの発達に合わせた活動ができるようプログラムに工夫がされていますが、少年指導員が不在であるため、代わりに母子指導員が行っており、充分であるとはいえません。子どもの記録については、「いつ」「どこで」「なにがあったか」を分かりやすく詳細に記録されており、誰がみても状況が把握しやすくなっています。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント>学校の宿題を基本に、子どもたちの学習状況に応じて、学習課題を提供しています。しかし、少年指導員が不在のため代わりに母子指導員が行っているため充分であるとはいえません。学習費用の負担軽減については必要な書類を整え制度が利用できるよう支援されています。また、退所後の子どもが大学進学の際には奨学金が得られるよう情報提供を行なっています。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・b・c
<p><コメント>施設の性質上、ボランティアの積極的な受け入れは行われていません。また、実習生の受け入れも近年では希望する学生がいないため受け入れていません。おとなの関わりは施設の職員と学校等の関係者に限られています。現在、少年指導員が不在のため母子指導員が子どもたちと関わる努力をしていますが充分であるとはいえません。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント>性教育については必要に応じて子どもたちに話す機会を設けているとのことですが、計画を立てて学習する機会を設けていないためc評価としました。</p>		
<p>A-2-(5) DV被害からの回避・回復</p>		
A⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・b・c
<p><コメント>施設の防犯上の問題もあり、DV被害者の母子の緊急利用は受け入れていないため、該当しないと判断し、c評価としました。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント>被害者の母子を受け入れていないことから、この設問は該当しないと判断し、c評価としました。</p>		

A⑳	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・㉓
<p><コメント>DV被害者の母子の受け入れていないことから、この設問は該当しないと判断し、c評価としました。</p>		
A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A㉑	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・b・㉓
<p><コメント>被虐待児の受け入れをしていないことから、この設問は該当しないと判断し、c評価としました。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉒	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a・㉔・c
<p><コメント>現在、虐待を疑われる子どもはいませんが、必要に応じて学校や保育園、福山市ネウボラ推進課と連絡を取り合い情報共有がはかられています。</p>		
A㉓	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・㉔・c
<p><コメント>母親、子どもの個々の相談に、必要に応じて相談に応じています。また、子どもについては普段の様子からくみ取り、職員から声かけをおこなうこともあります。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉔	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・b・㉓
<p><コメント>障害等により特別に配慮が必要な母子を受け入れていないことから該当しないと判断し、c評価としました。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉕	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・㉔・c
<p><コメント>ハローワークからくる求人情報や母子自立支援センターを紹介しています。母の状況に応じて、母子自立支援センターに連絡したり、母子指導員が付き添いセンターへ出向くこともあります。また、資格取得を希望する母親に対しては資格(医療事務)取得の情報を提供したり、養成校(看護師)へ通学する母親の支援を行った実績があります。</p>		
A㉖	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・b・㉓
<p><コメント>仕事先での人間関係に関する相談については申し出があれば相談に乗っていますが、仕事先への関係調整等までは至っていません。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A㉗	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・b・㉓
<p><コメント>公営施設であるためか、スーパーバイザーの配置はありません。問題があれば、職員間で話し合ったり、必要に応じて寮長や福山市ネウボラ推進課へ相談を行っています。</p>		